

周防大島町告示第55号

平成26年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年6月3日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成26年6月12日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
松井 岑雄君	今元 直寛君
尾元 武君	平野 和生君
吉田 芳春君	濱本 康裕君
新山 玄雄君	小田 貞利君
魚原 満晴君	久保 雅己君

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成26年6月12日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年6月12日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成25年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正)
- 日程第11 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 日程第12 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第13 議案第5号 周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 動産の買い入れについて(平成26年度情報系コンピュータ端末備品購入)
- 日程第17 議案第9号 動産の買い入れについて(平成26年度周防大島町公用車(患者輸送車)購入)
- 日程第18 議案第10号 動産の買い入れについて(平成26年度周防大島町公用車(マイクロ

バス) 購入)

日程第19 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成25年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正)
- 日程第11 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 日程第12 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第13 議案第5号 周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 動産の買い入れについて(平成26年度情報系コンピュータ端末備品購入)
- 日程第17 議案第9号 動産の買い入れについて(平成26年度周防大島町公用車(患者輸送車)購入)
- 日程第18 議案第10号 動産の買い入れについて(平成26年度周防大島町公用車(マイクロバス)購入)
- 日程第19 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 川口 満彦君
環境生活部長 …………… 佐川 浩二君	久賀総合支所長 …………… 前崎 浩二君
大島総合支所長 …………… 佐本 洋二君	東和総合支所長 …………… 藤山 忠君
橘総合支所長 …………… 升谷 高広君	
会計管理者兼会計課長 ……………	松本 康男君
教育次長 …………… 岡野 正徳君	公営企業局総務部長 …… 藤田 隆宏君
総務課長 …………… 佐々木義光君	財政課長 …………… 中村 満男君
税務課長 …………… 木村 秀俊君	契約監理課長 …………… 松田 博君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成26年第2回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、広田清晴議員、5番、荒川政義議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月20日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日までに、議会へ提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月、4月、5月実施分）と、定期監査（3月、4月、5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布しております。

次に、陳情・要望については、3件を受理いたしました。

議会運営委員会でお諮りしていただき、陳情・要望第15号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する要望書」は、所管であります民生常任委員会にお願いし、最終日に上程を予定しております。

陳情・要望16号「地方自治体における政党機関紙、新聞「赤旗」の勧誘、配布、販売に関する

る調査・協力お願い」は、議員配布として既にお手元にお届けしております。

陳情・要望第17号「海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める陳情」は、所管であります総務文教常任委員会で今会期中に取り扱いを審査していただくことといたしております。

続いて、系統議長会関係について。

去る5月27日、28日に、東京メルパルクホールで、全国町村会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、魚原副議長と私、久保が出席いたしました。初日は「これからの町村議会のあり方」と題したシンポジウム、2日目は「地域づくりを考える」と題し、民族研究家の結城登美雄氏が講演されました。地域とは何か、地域づくりとは何か、よい地域の7つの条件のお話は大変興味深いものであり、一度は聞いていただきたい内容でした。

次に、山口県町村議会議長会から、議長会主催による議会実務研修会が8月28日木曜日に田布施町で開催される予定であり、全員の参加をお願いするところであります。議員派遣の件について、お諮りする予定であります。

次に、山口県離島振興町村議長会の行政視察研修は、6月26日、27日、福岡県の新宮町相島が予定されています。

新宮漁港から約7.5キロメートル、町営渡船で17分の海上に浮かぶ島で、人口307人、面積1.25平方キロで、小学校1校、中学校の分校1校、漁業主体の島であります。また、江戸時代、鎖国政策をとる中で、唯一国交を結んでいた朝鮮からの使者をこの島で接待し、文化交流の舞台となった島です。特色ある地域の産業としての取り組み状況を勉強してまいりたいと思っております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月20日に開催され、本年度の合同研修会の日程について協議がなされ、7月28日、月曜日にベルゼで実施することとなりました。全員の参加をお願いするところであります。

続いて、常任委員会行政視察について。

昨年度は3常任委員会合同で、鳥取県日南町の住民参加町づくりの新たな展開などについて研修をいたしました。本年度は視察先、時期は決まっておりますが、各常任委員さんと協議の結果、昨年と同様に合同で行政視察といたします。

次に、町人会関係については、5月17日の東京大島ふるさと会へ松井岑雄議員、尾元武議員と私、久保が出席いたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。

また、広島・周防大島町町人会が7月6日、日曜日に開催されます。その出席について、各常任委員会より2名、計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加の報告をお願いいたします。

以上、議員派遣の件につきましては、御決議いただくことといたしております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。本日は、平成26年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

1件目は、町税に係る還付加算金の未払いについてであります。

このたび、新聞報道等で御承知のとおり、県内の多くの自治体におきましては、地方税法の規定に基づく還付加算金の算定誤りによる、還付加算金の未払いという事案が発生いたしました。本町におきましても、当該事務処理手続について精査いたしましたところ、一部について同様の誤りがあることが判明いたしました。

原因といたしましては、還付加算金の計算の際、一部の還付・充当において、計算の始期——始まりの時期ですね——始期を納付日の翌日とすべきところを、更正通知に基づき税額の減額賦課決定を行った場合と誤って解釈し、その更正がされた日から1カ月後の翌日、これを始期として計算したことによるものであります。

その対象人数と未払い額につきましては、総計が36人の17万3,100円で、内訳は町県民税が29人、15万9,600円、固定資産税が2人で4,600円、国民健康保険税が5人の8,900円となっております。

その対応といたしましては、既に町ホームページに本件の経緯を掲載するとともに、未払いとなっております還付加算金につきましては、6月6日に対象者の方へ、お詫びとお支払いの御案内を送付をいたしました。6月末までには支払いを終えるべく、事務処理を行っているところであります。

御迷惑をおかけいたしました皆様に深くお詫びを申し上げ、今後は職員一同このような誤りを起こすことがないように、確認作業等をはじめとした法令遵守の適正な事務処理を周知徹底し、信頼回復に向けて取り組んでまいり所存でありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、KC—130空中給油機の、普天間基地から岩国基地への移転時期について説明を受けましたので、その概要を御報告申し上げます。

去る5月27日に、国側から岸外務副大臣、木原防衛大臣政務官が山口県庁を訪問され、村岡知事、柳居県議会議長、畑原県議会副議長、米本和木町長とともに説明を受けました。

まず、岸外務副大臣からKC-130の具体的な移駐時期等について、移駐開始に必要な駐機場、格納庫等の施設整備が5月30日に完了することとなり、当該施設の提供手続を行った後、移駐は7月上旬から8月下旬までの間に行われる見込みとなったこと。移駐は段階的に実施される予定で、KC-130は8月下旬までの移駐期間中に飛行体の機材等を輸送するため、普天間飛行場と岩国飛行場を行き来するということになるという御説明でございました。

その後、普天間飛行場の全面返還に向けた取り組みの状況、KC-130移駐後の訓練内容等について意見交換が行われました。私からは、KC-130に限らず米軍機の安全運用について要望をし、木原防衛大臣政務官から、米軍機の飛行に際して安全面に最大限配慮し、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう、今後とも働きかけを続けてまいるとの説明をいただきました。

また、米本和木町長からの、岩国飛行場における綱紀の保持や、隊員教育の徹底についての要望に対し、木原防衛大臣政務官から、隊員教育の現状と、引き続き講習等の充実・徹底を米軍に要請してまいりたいとの回答をいただいております。

最後に村岡知事が、KC-130の移駐時期の説明については確かに承ったと。普天間飛行場の一日も早い危険性の除去への取り組み、安全運用の確保、綱紀の保持、岩国飛行場関連の安心・安全対策、地域振興策について最大限の配慮をされるよう要請するとの発言をし、説明を終了いたしました。

以上、KC-130空中給油機の普天間基地から岩国基地への移駐時期について御報告をいたします。

3件目でございますが、平成25年度周防大島町各会計決算見込みについてでございます。

平成25年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。町民の皆様、議員各位の御理解、御協力を賜り、いずれの事業も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度への繰り越すべき財源を除く実質収支は約6億8,800万円の黒字が見込まれ、また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

現在は、決算書の調整作業を進めておりまして、公営企業局企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率を始めとする財政健全化判断比率を御報告さしていただく予定といたしております。

以上、行政報告を3件さしていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、繰越明許費繰越額の報告及び専決処分の報告、各1件、人権擁護委員の候補者の推薦に関する諮問2件、補正予算に関するもの1件、専決処分の

承認を求めるもの3件、条例の一部改正に関するもの3件、動産の買入れについて3件、合計14件であります。

報告第1号は、平成25年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、平成25年度白木、白木漁港ですが、外入地区の白木漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約について、専決処分により処理をいたしましたことを議会に報告するものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成26年度一般会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に1億309万1,000円を追加し、予算の総額を144億2,809万1,000円とするものであります。

議案第2号から議案第4号までは、条例の改正に関する専決処分について議会の承認をお願いするものであります。議案第2号は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましても、他の条例改正による条項ずれに伴うもの、議案第3号は、周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正と、議案第4号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律等が4月1日から施行されたことに伴うものであり、それぞれ専決処分書のとおり処理をいたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号は、地方税法等の改正に伴い、法人町民税率及び軽自動車税税率を改正するため、議案第6号及び議案第7号は、公営企業局職員等の各種手当について、地方自治法に準じて改めるため、それぞれの条例を一部改正するものであります。

議案第8号は、情報系コンピューター端末備品を、議案第9号は、公用車、東和病院患者輸送車を、議案第10号は、公用車、竜崎温泉マイクロバスを買い入れるための契約締結について、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、地方自治法の規定により、町が出資しております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセトとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく周防大島町新型インフルエンザ等対策行動計画、また、先の第1回定例会において変更の御議決を賜りました新町建設計画を、それぞれお手元に配布をいたしております。

すので、御高覧賜りますようお願いを申し上げ、行政報告及び提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、報告第1号平成25年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号平成25年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

平成25年度の繰越明許費につきましては、去る第1回定例会におきまして御議決をいただいたところではありますが、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し報告いたします。一般会計におきまして、繰越限度額1億7,678万7,000円に対し、1億7,605万2,000円を繰り越しております。

各事業における繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますとおりで、御高覧いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第6. 報告第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、報告第2号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第2号平成25年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の専決処分について、御報告を申し上げます。

本工事は、既設の離岸堤の改良を目的として実施してまいりましたが、工事施工にあたって、既設の離岸堤基礎部分に、当初設計で想定していた撤去する被覆石の数量に変更が生じたので、施工内容を変更いたしました。これにより、原契約の工事請負金額8,250万9,137円に154万3,519円を増額した8,405万2,656円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり平成26年4月24日付で、専決処分により処理をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第7. 諮問第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

平成26年6月30日をもって任期満了となります現委員の鍵本一和氏は、人格識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護においても深く理解され広く活躍をいただいております。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございますが、私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、鍵本一和氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、鍵本一和氏を適任とすることに決定しました。

日程第8. 諮問第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成26年6月30日をもちまして任期満了となります現委員である古田紹雄氏について、去る第1回定例会におきまして諮問をし、適任との答申をいただいたところでございますが、その後本人から体調不良を理由に、今回の任期をもちまして辞任をしたい旨の申し出が提出されました。よって、新たな候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある西村利雄氏を推薦いたしたいと存じます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。よろしく御議決を賜りますよう、お願いいたします。

す。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、西村利雄氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、西村利雄氏を適任とすることに決定しました。

日程第9 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第9、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に1億309万1,000円を追加し、予算の総額を144億2,809万1,000円とする補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。事項別明細書の7ページをお願いいたします。

まず、歳入。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金8,555万5,000円を追加計上するものでございます。これは、海上自衛隊航空機部隊の残留に伴う、年度交付額の増額によるものでございます。4月16日にその内示を受けたところでございます。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、就労自立給付金事業に係るシステム改修に伴う、住まい対策拡充等支援事業補助金48万6,000円の追加計上でございます。

3項県委託金5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園指定管理料3万5,000円の追加計上でございます。

17款繰入金は、財政調整基金を1,314万3,000円取り崩しての財源調整及び再編交付金による観光振興事業助成基金7万2,000円を追加繰り入れしようとするものでございます。

8ページ、19款諸収入4項雑入2目雑入は、宝くじ助成事業の決定通知を受けたことから、財団法人自治総合センター自治宝くじ助成金380万円を新規に計上するものでございます。

次に、歳出についてでございます。9ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、観光振興事業に係る経費に充当することを目的に設置しております観光振興事業助成基金について、このたび追加交付されることとなった再

編交付金を活用して積み増しを行おうとするもので、積立金4,223万6,000円を計上する
ものでございます。

7目支所及び出張所費では、久賀支所経費において、前島公民館の冷蔵庫が故障の状況にあり、
新たに購入するため、備品購入費13万円を新規に計上しております。

9目地域振興費は、大島地区及び東和地区自治会連絡協議会から事業申請のありました、自治
宝くじ助成事業につきまして、財団法人自治総合センターより助成の決定通知がありましたので、
420万円の新規計上でございます。

2項徴税费1目税務総務費では、地籍調査時の錯誤により、土地取引に支障が生じていること
からとの申し出がありましたので、早急に公図の修正が必要となったため、測量等の委託料
65万7,000円を追加計上しております。

3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護システムの改修に要する経費とし
て、委託料48万6,000円を計上するものでございます。これは、生活保護から自立を支援
するため、就労自立給付金事業が7月1日から実施されることに伴うもので、歳入と同額の計上
となっております。

10ページ、5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費は、久賀漁協において、荷捌所
の屋根防水工事を早急に行う必要が生じたことから、これに係る漁業経営構造改善事業補助金
110万4,000円を追加計上するものでございます。

3目漁港管理費は、漁港施設管理経費において、土居地区陸閘整備測量委託料700万円、和
佐地区及び神浦地区の陸閘整備工事請負費4,510万円を新たに計上するものでございます。
いずれも再編交付金の追加交付分を充当するものであり、平成27年度計画を前倒しし、実施し
ようとするものでございます。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、竜崎温泉利用回数券について、10月開始をめど
に、旧回数券を新回数券に交換することとしており、その新回数券の印刷製本費20万6,000円
を計上するものでございます。

11ページ、3目観光費は、観光一般経費において、今年の夏からの日米親善交流事業や、来
年度には、山口県において世界ジャンボリーの開催が予定されていることから、本町の観光パン
フレットの英訳版を早急に作成することとし、その経費を計上しております。また、公園等管理
経費では、県からの片添ヶ浜海浜公園指定管理料が増額されたため、同様に片添ヶ浜公園管理業
務委託料を増額計上するものでございます。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費では、島中小学校屋内運動場の腰壁クラックからの漏
水により、床板等の腐食やシロアリ被害が発生したため、修繕費56万7,000円を追加計上
しております。

4項社会教育費5目社会教育施設費は、大島文化センターの電気工作物保安点検において、高圧受電盤の故障及び屋外庭園等の漏電が指摘されたため、これに係る修繕費を計上するものでございます。

12ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費は、観光振興事業助成基金充当額の増額による財源振替でございます。

3目学校給食費は、情島小中学校給食調理場管理運営経費において、給湯配管が漏水のため、修繕費21万6,000円を、また2学期以降臨時調理員の欠員が見込まれるため、新たに公募するに当たり、やむを得ず島外からの雇用となった場合の、渡船回数券購入費7万2,000円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点が、県支出金であられる住まい対策拡充等支援事業補助金であります。これは、導入の際に10分の10というふうに聞いておりますが、実態として、例えば今年度、何世帯、何人ぐらいを实际的に予定しているのか。かなり生活保護のほうも厳しくなっているという状況を踏まえ、改めて質疑をしておきたいというふうに思います。

次に、財政調整基金繰入金についてであります。これも同じページ、7ページであります。これは、基本的には3月の新年度予算で取り崩して、今回取り崩すということですが、基金残高について答弁を求めているというふうに思います。

次に、歳出のほうであります。地域振興事業、これはいわゆる宝くじのお金を使って行うという事業ですが、实际的に大島、東和がその対象となって採択されたということですが、実際どういう物品を購入しようとするものか、それぞれ特徴があるというふうに思いますので、御報告を求めているというふうに思います。

次に、総務費税務総務費のうち、委託料であられる65万7,000円についてであります。これは、いわゆる地籍調査をしたときに、实际的に誤りがあったということが、現在明らかになった場合に、实际的にはこれを充てるということになりますが、实际的に誤った地域、例えば民地と民地の場合及び民地と町との境界もあろうかというふうに考えております。その点で、対象となる部分、これはどういう部分を入れているのか、対象となるのかということで聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 答弁。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 就労自立給付金の対象ですが、2世帯2人を見込んでおります。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、財政調整基金の残高の御質問でございますけれども、今回の補正を踏まえまして、財政調整基金の残高につきましては41億1,435万3,000円を見込んでおります。

それから次、宝くじ助成事業についての御質問でございますけれども、今回東和、大島の自治会連絡協議会と、東和地区の自治会連絡協議会からの事業が採択されたということでございますけれども、まず、大島地区の自治会連絡協議会につきましては、一般コミュニティの助成事業ということで採択を受けております。各自治会の集会施設、これへの備品ということでの採択をいただきました。

この内容ですけれども、例えばですけれども、集会施設の会議用の椅子、テーブル、あるいは環境整備のための草刈り機、そういったものとか、空調設備等々が助成の対象ということで採択をいただきました。

また、東和地区につきましては、防災関係の助成事業として採択をいただいております。で、自主防災組織の備品ということでの採択ございまして、その中身といたしましては、例えばですけど簡易トイレとか、それからあとはテントとか、そういったものを対象として事業の採択をいただいております。

それから3点目、公図の修正の対象ということでの御質問ですけれども、民地と町の土地、あるいは民・民との、そういったどれが対象かというような御質問だったかと思いますが、これはあくまでケースバイケースと判断しております。要するに、地籍調査の時点で、町としての誤りがあったものについては町として修正をするという考え方で、このたびは、まさしくそういった状況での修正を行うということでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう1、2、やはり聞いておきたいというふうに思いますが、先ほど答弁があった、就労自立支援給付金という状況についてであります。一応最高額は10万円と、これは確認ですが、給付の最高額は10万円ということでよろしいかと思うんですが、その点で1件。

それともう一つは、今回多額のお金が、観光振興事業助成基金というところに積み立てられております。これは、今の状況で、例えば4,000万円余りということになりますと、大体1,000万円ずつ、言うたら来年度、27、28、29、30という形での基金の積み立てという考え方でよろしいのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

以上、確認を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 就労自立支援給付金の最高額ですけれども、単身世帯で10万円、多人数世帯で15万円となります。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 観光振興事業の助成基金ですけれども、4年分を想定した積み立てでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それと、前倒しとして行う陸閘の今年度の工事ではありますが、実質的に実際的な規模等はどのように考えているのか聞いておきたいと。中身は、漁港施設管理経費で、委託料を除く工事請負費部分であります。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 農林水産業費の漁港管理経費でございます。漁港施設管理経費の中で委託料700万円で、工事請負費として今回補正として4,510万円ほど補正しております。この内容につきましては、まず陸閘につきまして和佐地区4カ所4基、神浦地区7カ所7基を設置する予定としております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

日程第10. 議案第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第10、議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

本案は、先の第1回定例会において上程し、御議決を賜りました、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、第17条第2項の次に、新たに再任用職員の読み替え規定を追加したことにより、改正前の同条第3項以下に繰り下げが生じ、第3項が第4項に、第4項が第5項に、第5項が第6項にそれぞれ繰り下がった結果、周防大島町職員の育児休業等に

関する条例第16条の表中の字句、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条の条文中及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例第5条の条文中に項ずれによる影響が生じたものでございます。

本来であれば、議案として上程し、御議決を賜るべきところでございますが、関係条文が育児短時間勤務職員や期末手当に関するものであり、期末手当の支給基準日が6月1日であるため、地方自治法第179条第1項、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がない、の規定によりまして、平成26年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。議会の承認をお願い申し上げます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明をさせていただきます。

9ページになります。第1条関係でございますが、第16条の表中、第17条第3項を第17条第4項に、第17条第4項を第17条第5項に、第17条第5項を第17条第6項にそれぞれ改正するものでございます。

10ページ、第2条関係でございますが、第4条の条文中、第4項を第5項に、第3項を第4項に、それぞれ改正するものでございます。

同じく10ページ、第3条関係でございますが、第5条の条文中、第3項を第4項に改正するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第11. 議案第3号

○議長（久保 雅己君） 日程第11、議案第3号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部

を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第3号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、その一部について地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日より施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきまして、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目としまして、町民税に係る肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

2点目としまして、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設でありまして、規定を満たした家屋について、固定資産税を一定期間、一定割合減額するものであります。

3点目としまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明させていただきます。

14ページ上段、附則第6条居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除から、16ページ上段、附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、18ページ上段、附則第6条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例については、いずれも課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものであります。

18ページ下段、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

19ページ上段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める場合は、法律改正に合わせて条文表題部を改正するものであります。

19ページ上中段の、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告については、法律改正に合わせての改正であり、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設となっております。具体的には、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を義務付けられた建築物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、工事が完了した年の翌年度から2年度分の税額の2分の1を

減額する措置を講じるものであります。

19ページ下段、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、法律改正に合わせて改正するものであり、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

20ページ下段、附則第21条第1項から20ページの附則第21条の2の旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、附則第21条は規定の明確化並びに移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止を図るものであり、附則第21条の2は法律改正に合わせた条ズレの手当てとなっております。

補足説明は以上のとおりであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第12. 議案第4号

○議長（久保 雅己君） 日程第12、議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第40号）が平成26年2月19日に公布され、関連する法律の地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）

に係る政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

この度の主な改正点であります。1点目としまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものであります。

2点目としまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うこととなっております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明させていただきます。

25ページ上段になりますが、第2条課税額についてであります。第3項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に、第4項において、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものであります。

25ページ中段、第18条第1項、既に特別徴収対象被保険者であったものに係る仮徴収につきましては、規定の整備に基づく条ズレの措置であります。

25ページ下段から26ページ上段になりますが、第23条国民健康保険税の減額についてであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行35万円から45万円に引き上げるものであります。

補足説明は以上でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正する条例は、いわゆる改善部分と改悪部分があるという内容だというふうに私自身は考えております。

まず、改善部分についてであります。いわゆる2割軽減世帯から図面であるように5割軽減に少しでも対象枠を広げていくというかわりか、実際的に影響分はどのように出ているのか。これは実際的に中身、例えば、ひとり世帯含めてどのくらいの世帯が移動すると予定しているのか、また金額的にも出れば報告を求めたい。これが改善部分にかかわる部分です。

それともう一つは、改悪部分にかかわる部分です。今報告ありましたように、実際的には2万円ずつ上がっていくと、最高限度額が。その影響についても報告して調査していれば、求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） このたびの改正に伴います国民健康保険税のいわゆる影響というところでございます。

まず、2割軽減から5割軽減への移行という部分でございますけれども、このたびの影響等につきましても2割軽減、5割軽減おのおの合算ということで算定しております。御説明をさせていただければと思います。

まず、2割軽減、対象世帯数がマイナスの112、それから対象被保険者数がマイナスの104、それから5割軽減ですけれども、344世帯、それから対象被保険者数が533人、合計で対象の影響額でございますけれども、1,272万4,250円ということとなっております。

続きまして、限度額のこのたびの改正でございます。対象世帯数、影響世帯数は100世帯、それから、限度額の影響部分が298万円ということとなっております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案4号、国民健康保険税にかかわる部分について反対討論しちよきたいというふうに思います。

今回の国保税の改正については、今言いましたように、実際的には改善部分、そして改悪部分、これが合わさるとという税条例の改正になっております。で、私はいつも言うんですけど、国民健康保険税というのは、いわゆる町民生活に一番かかわる影響分が太いんだという前提で私はいつも考えております。そういうことで見れば、国の方向性が、私は変わらんと、なかなか地方の国民健康保険制度も変わっていかないという大きな弱点を持つとと。

よく執行部は、国が決めたんだからしょうがないんじゃないかという立場をとっておりますが、実際的に国が医療費割合、いわゆる医療費の負担割合というふうに筋立ってみれば、やっぱり45%から30%中ごろ、今は30%へこむぐらいの状況が国の医療費負担割合です。それを変えていかないと抜本改正にはならないというふうに考えております。

以上、あえて国保会計を含む国民健康保険税一部改正に伴う反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩します。10時45分まで。

午前10時38分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第5号

○議長（久保 雅己君） 日程第13、議案第5号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第5号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が、平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、1点目としまして、地方法人課税の偏在是正のための措置を講ずるもので、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化するものであります。

本措置により、法人町民税の税割の税率が現行14.7%から12.1%になり、これは平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

2点目としまして、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては、農業者や中小企業者等の負担を考慮し、約

1.25倍にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について平成28年度から約20%の重課を行うこととなります。

さらに、二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げることとされました。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

まず、第1条周防大島町税条例の一部改正につきましては、32ページ上段、条例第23条第2項町民税の納税義務者等についてであります。これは法律改正にあわせて改正するもので、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備であります。

32ページ中段、条例第33条第5項所得割の課税標準については、規定の整備に伴う号ズレの措置であります。

32ページ下段、条例第34条の4、法人税割の税率は、法律改正にあわせた改正で地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備で、法人税割の税率を14.7%から12.1%に変更するもので、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

また、条例第48条第2項並びに第5項法人の町民税の申告納付については、法律改正にあわせた改正で、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備となっております。

33ページ中段、条例第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてであります。法律改正にあわせた改正であり、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備となっております。

33ページ下段、第57条固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、34ページ上段、第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告につきましては、いずれも法律改正に伴う条ズレの措置となっております。

34ページ中段、第82条軽自動車税の税率についてであります。法律改正にあわせた改正するもので、軽自動車税の税率の引き上げに関する条項となっております。

主なものとしては、50ccの原動機付自転車は現行1,000円から2,000円に、乗用の四輪軽自動車は現行7,200円から10,800円に、小型特殊自動車のうち農耕作業車用のものは現行1,600円から2,400円に改正されます。また、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用することとなり、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のままとなっております。

35ページ中段、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例であります。これ

は租税特別措置法改正に伴う所要の措置であります。

35ページ下段、附則第7条の4、給付金税額控除における特例控除額の特例は、規定の整備に伴う条ズレの措置であります。

35ページ下段から36ページ上段、附則第16条軽自動車税の税率の特例についてであります。法規定の新設に併せて新設するものであり、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して、標準税率のおおむね20%の重課を行う旨の規定となっております。

36ページ中段、附則第19条株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。規定の整備を行うことにより、その明確化を図るものであります。

36ページ下段、附則第22条東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、37ページ下段、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、38ページ上段、附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例については、条例の性格を踏まえ、今回削除し、附則第24条東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等、附則第25条個人の町民税の税率の特例等の規定を繰り上げるものであります。

次に、40ページの第2条関係では、附則第1条、附則第2条につきまして施行期日、経過措置の規定であります。法改正に伴う規定の整備となっております。

続きまして、改正本文により御説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

中段の附則第3条軽自動車税に関する経過措置であります。改正後の条例第82条は、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例による旨の規定となっております。

附則第4条は、改正後の条例附則第16条は平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用する旨の規定であり、第2項は平成15年10月14日以前に初めて車両番号を受けた三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受けた月ではなく、初めて車両番号の指定を受けた年の12月とするものであります。

30ページ下段、附則第5条は既存車に係る軽自動車税の税率の引き上げの経過措置等の規定で、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、軽自動車税の税率を本改正前の税率とするほか、経年車両課税について条例第82条及び附則第16条の読みかえを含めて、所要の措置を講ずるものであります。

補足説明は以上でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、第1点が実質的に市、町のいわゆる独自財源部分である一部をいわゆる地方交付税の原資化ということで国の扱いするんじゃないということであります。そのことによる、基本的、町長の考え方、聞いちょきたいというふうに思います。

今朝のニュースでしたか、実際的に知事会のほうもきちっとした自主財源の確保ということでニュースが流れておりました。その中で、地方でかなり非常に財政力が弱いところで、なおかつ、こういうやり方、それに対する町長の考え方、これを聞いちょきたいというふうに思います。これが1点です。

それと、2点目が、いわゆるこれも逆さま部分であります、実際的な今回の引き上げです。実際的に先ほどありましたように50cc以下から始まって三輪、四輪部分、特に自家用の乗用については標準税率が7,200円がいわゆる改正案として1万800円になり、重課税率で1万2,600円になるということ、それぞれがかなり大きな変動をしております。実際的に、これに対する、今までと変わります。それで例えば、かなり事務そのものが複雑になるという部分が出てくるというふうに見ております。町の税務課の部分が実際的には出てくるというふうに考えられます。それと総体として影響分について聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の町税条例の改正について町長はどういうふうに思っているかということでございますが、今の副町長からの補足説明にもありましたように、主な改正点の中にあります地方法人課税の偏在是正のための措置を講ずるということで、地域間の税源の偏在化を是正する、そして、財政力格差の縮小を図る、それを消費税率8%の段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化して地方交付税の原資とするということでございますので、特に私はこれから地方の自主財源が大きく減るとかそういうものではなくて、言うなれば地方交付税自体も当然、町ないし地方の固有の財源であるというふうにも考えておりますので、これらによって地方の自主財源が大きく減るといふような捉え方はしておりません。

そして、新たに創設される地方法人税の全額が交付税特別会計に直接繰り入れられて地方交付税の原資になるということでもありますので、細かくはちょっとまだ今のところ、平成27年からということでもありますので、どのような額に、どのようにうちに影響額が出るのかということまでは十分な把握はできておりませんが、いずれにいたしましても、周防大島町にとりまして、例えば、各自治体にとりまして、地方交付税を受けている自治体にとりまして、特にその全体的に町の自主財源が大きく減るといふものではないというふうに思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） ただいま御質問のありました軽自動車税、このたびの改正に伴います軽自動車税の影響ということでございます。

まず、事務の御質問があったと思うんですけども、先ほど副町長のほうからも御説明がさせていただきますように、平成15年10月14日以前のデータにつきましては月管理はしておりません。先ほどの説明にもありましたように13年満了した車両につきましては、平成28年度4月1日から重課の対象になるということになっておりますので、月がどうしても必要になってくるということとなります。その件につきましては、今現在、国のほうでもいろいろ協議しておりますけれども、全国軽自動車協会のほうからデータ送信ということで、今、各市町村のほうにデータ送信を行うというふうなことで準備を進めているようなところでございます。

このたびの改正に伴います影響額でございますけれども、50ccを含めた二輪車が2,093台、小型特殊自動車315台、合計で――25年度のベースの算定でございますけれども、影響額が244万2,600円となっております。この今の改正につきましては、平成27年度から改正となりますので、27年度の納付書はこのような額ということでお送りする予定となっております。

それから、平成27年4月1日以降に取得した軽自動車、乗用も含めてなんですけれども、これにつきましては、軽自動車の乗用が346台、それから軽自動車の貨物512台となっております、これの合計の影響額でございますけれども、あくまで推計ですが、135万7,600円ということとなっております。

平成27年4月1日以降の新規に登録したということになりますけれども、月割課税もしておりませんし、軽自動車につきましては月割課税等も実施しておりません。それから、賦課期日が4月1日ということですので、実質的には4月2日以降に取得した軽自動車につきましては、平成28年度から課税対象というふうなことでお考えになってよろしいかと思います。

それから、3点目の重課の対象でございます。軽自動車の乗用タイプが166台、それから貨物が547台、営業用が15台、合わせまして影響額が206万2,700円ということとなっております。これは、平成28年4月1日以降から重課の対象となるということになっております。平成28年4月1日時点で13年を経過した三輪以上の軽自動車が対象ということとなることとなっております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

今、軽自動車の役割について、当時、ほんの半年前にかなりマスコミ等も取り上げておりました。軽自動車って何のためにあるのかっていうことで、公共交通の不利地においては、いわゆる素朴な移動の手段としてあるんだと。だから、安易に軽自動車税値上げしてほしくない、これがマスコミで言われておりました。これは皆さん方もニュース等で見られたというふうに思います。

今回、こういうやり方自身が、私はよく逆立ち税制、逆立ち政治というふうに私は言っておりましたが、まさにその部分に当たるというふうに考えます。

また、独自の財源、これをいわゆる交付税の原資化という部分であります。町長は、ほとんど影響はないといいますが、あんまり変わらないだろうと言いますが、私は抜本的に違う、いうふうに、私は考えております。それがその税そのものが何のためにあるのか、地方自治体の独立した財源としてあるんだということでありました。それが地方交付税の原資化ということになれば、それじゃ、もともとあった地方交付税のあり方がどうなのかという議論が出てきます。

私は、少なくともこういうやり方は正しくないんだという点を明らかにして、反対討論としておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第5号周防大島町税条例及び周防大島町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第6号

○議長（久保 雅己君） 日程第14、議案第6号周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第6号の、周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案つづりの41ページをお願いいたします。第2条第3項の手当の種類につきましては、地方自治法第204条第2項の規定に準じて調整手当を地域手当に、宿日直勤務手当を宿日直手当に改め、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当を新たに定めるものでございます。

第7条の地域手当につきましては、名称を調整手当から地域手当に改めるものでございます。

なお、対象者は医師、または歯科医師で支給額に変更はありません。

第9条の住居手当につきましては、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第9条の2に準じ、住居手当の支給対象者を改めるものでございます。

第10条の2、単身赴任手当につきましては、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第10条の3の規定に準じて、採用困難な医師、歯科医師に対し、やむを得ず配偶者と別居する場合に支給することを新たに定めるものでございます。

第12条の2、時間外勤務手当等に関する規定の適用除外につきましては、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第13条の2第3項の規定に準じ、管理職手当に支給されている職員に休日勤務手当、時間外勤務手当を支給しないことを定めるものでございます。

第13条の2、管理職員特別勤務手当につきましても、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第16条の2の規定に準じて、臨時、緊急、その他の公務の運営の必要により休日等に勤務する場合に支給することを定めるものでございます。

第22条につきましては、第10条の2の条の追加により条文を加えるものでございます。

慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第6号周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第7号

○議長（久保 雅己君） 日程第15、議案第7号周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第7号の周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案つづりの47ページをお願いいたします。議案第6号の周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でも御説明いたしましたが、地方自治法第204条第2項の規定に準じ、名称を調整手当から地域手当に改めるものでございます。

慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第7号周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第8号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、議案第8号動産の買い入れについて（平成26年度情報系コンピュータ端末備品購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第8号動産の買い入れ（平成26年度情報系コンピュータ端末備品購入）について、補足説明をいたします。

現在、役場の情報系端末のパーソナルコンピュータ、いわゆるパソコンは全庁舎で352台あります。これらのパソコンについては、他の行政機関や職員間の連絡、情報の取得、事務文書の作成、起案に際して公開羅針盤や財務会計、文書管理システムソフトを使用しております。パソコン性能の向上に伴い、ソフトを稼働させるオペレーティングソフトも進化し、それに対応した

ソフトとなっているため、職員が使用しているパソコンはパソコン機材の能力がソフトに追いつかなくなっております。

このことに伴い、機材能力の低いものから順次更新を進めてきましたが、平成26年度においてノート型パソコンを50台とデスクトップ型1台を購入すべく、去る5月30日に6社による指名競争入札を行いました。

その結果、周防大島町大字久賀の有限会社中谷事務機が入札価格457万5,000円で落札し、消費税及び地方消費税額36万6,000円を加えた494万1,000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納期は、平成26年7月31日までとしております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第8号動産の買入れについて（平成26年度情報系コンピュータ端末備品購入）を原案とおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第9号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議案第9号動産の買入れについて（平成26年度周防大島町公用車（患者輸送車）購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第9号動産の買入れ（患者輸送車）について補足説明をいたします。

この度の患者輸送車の買入れにつきましては、町立東和病院の老朽化した患者輸送車につい

て、その安全運転管理上の問題解決をし、患者輸送業務の円滑な推進を図ろうとするものであります。

去る4月24日、町内11業者による指名競争入札の結果、周防大島町大字和田の松本モーターが556万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた600万4,800円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納車は平成26年12月12日までに町立東和病院といたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。議案第9号動産の買入れについて、ちょっと愚問かも知れませんが、質問させていただきます。

この入札書比較価格670万円の設定はメーカーが、まあ、いすゞとか日産、ふそうとかいろいろあると思うんです。その提出された各メーカーの平均か、それとも一番低い最低の金額でこの入札書比較価格を設定されているのかと。

それと、これは次の議案になるから比較したら、議長、悪いんかわかりませんが、同じ車で最終的に条件がATとMT、いわゆるオートマチックとミッションだろうと思うんですが、そこでATのほうが670万円、MTのほうが705万円ということで私の経験では、自分らの乗用車買うのにオートマのほうが意味高いんじゃないかと、逆にミッションのほうが安いんじゃないかと思うんですが、その辺のところでお答え願います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 価格については、低い価格で設定しております。（発言する者あり）はい、入札比較価格については、低い価格で設定しております。

それと、患者輸送車につきましては、バックモニター仕様車、電動ステップ仕様車等で考慮をして、該当する車種を選定して車両価格とか付属品価格を設定しておりますので、ちょっとATとMTの違いというのは、ちょっとよく比較をしております。（発言する者あり）はい、バックモニター仕様がついておまして……（「MTとATを……次の議案で……」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 入札の比較価格ですけど、この金額についてはディーラーからの見積もりをとってます。ですから、オプションが後のもありますけど、オプションが違いますので、その内容で価格が変わってます。ですから、通常であれば、標準の整備価格であればオー

トマのほうが高いということでもありますけど、オプションをかえてますので、その辺で予定価格のほうが、設計金額が変わってきます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 今のは、ちょっと私は理不尽じゃがなと。先ほど川口部長がおっしゃるのは、モニターとか等々っていうのは逆に大島病院さんの患者輸送車で装備がある程度たくさんあるんじゃないんですか。それで、逆に僕はMTとATで高い安いのことを言うんで、なんで、MTというのは結局ミッションだろうと思うんですが、その辺でメーカーに依頼した条件が満たしてるとか満たしてないがあるんかもしませんが、逆に今の第9号で申し上げてるのは、630万円が逆に私は安いんじゃないかというんでお聞きしよるんですよ。だから、その辺のことでATとMTっていうのはドライバー、いわゆる運転手さんの要望でオートマチックにしとるのか、それとも私はミッションのほうがいいですよっていうんでMTでしとるんか、その辺ちょっと何か統一性がないようで、10号を聞いたらいけんのですが、ちょっとお尋ねします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 失礼します。商工観光課のほうでは、竜崎温泉のマイクロバスを購入しています。商工観光課のほうでは、ディーラーのほうで見積もりを3社取っています。三菱ふそうトラック、山口日野自動車と山口トヨタの3社から見積もりを取りまして、その中で標準仕様を定めまして、その中に標準仕様とオプションがあります。その列記したものを明示した上で車両価格等々が出てくると考えております。

今、比較なんですけど、病院車と商工観光車の車でAT、MTの差を言われるんですけど、中の装備品がそれなりに違いますので当然それが車両に反映してくるのでそういう差が出てくると考えてはおります。

以上でございます。（「何でおかしい……」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっと病院車のほうの仕様はわかりませんが、竜崎温泉の仕様につきましてはここで列記、読み上げましょう。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） あと、そのお答えはいただくということですが、最終的に決定業者は、例えば、最低の一番安い見積書を出されたどのメーカーを使ってもいいのか、それはどう

いう条件にしてるか、最後をお願いします。（発言する者あり）何か曖昧じゃの。

○議長（久保 雅己君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 今回の仕様については、入札条件としては同等品の可否ということで可ということでもあります。ですけども、同等品という扱いは担当課のほうに求めていますので、質疑があればそちらのほうへありましたけど、今回は、仕様はトヨタのコースターということで仕様を定めています。

○議長（久保 雅己君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第9号動産の買い入れについて（平成26年度周防大島町公用車（患者輸送車）購入）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議案第10号動産の買い入れについて（平成26年度周防大島町公用車（マイクロバス）購入）を議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号動産の買い入れ（マイクロバス）について補足説明をいたします。

この度の動産の買い入れにつきましては、竜崎温泉「潮風の湯」の温泉施設に利用客送迎用のマイクロバスが運行されておりますが、老朽化に伴い更新し、かつ利便性の向上を図ろうとするものであります。

さる5月30日、町内11社による指名競争入札の結果、有限会社岡田モーターズが544万952円で落札いたしました。落札価格に消費税を加えた587万6,228円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納車は、平成26年10月15日までに竜崎温泉といたしております。つきましては、周防大島町議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 済みません先ほどは、9号と一緒になったようで。

これ、町長に確認ということでお聞きしたいんですが、やはりこういう2台、1台、2台というような議案で上がるとるんですが、一緒にやればですね、当然金額的に同一業者が2台入れるとなると、安く購入ができるというのがあるんですが、やはりこれは各周防大島町にいるこういうモータースさんに、少しでも1台でも2台でも当たるという考えでこういうふうに分離してやられたんかどうか。その辺どうですかね。（発言する者あり）

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 物品を調達する場合、できるだけ安価な価格で調達するというのは原則でございますが、例えば今年度におきましてもこのマイクロバスだけではなくて、ほかにもたくさん備品として町用自動車を購入する予定がありますし、既に購入したのもございますし、議会の議決は得ないけれども、額として得ないけれども購入したのも当然あります。

言うなれば、例えば今年度一括して6台なら6台を一括して発注すれば、確かに安くなるということも考えられますが、今まさしく平川議員さんがおっしゃられたようにそれを重視するというわけではございませんが、町内にもたくさん自動車販売業者はおられますので、できるだけ皆さん方に購入の機会を与えるということも一部は考えているわけでございます。

しかしながら、2台を同時に購入したほうが安くなるのではないかというのは当然あると思います。だから、その両者を考えながら、両者というか両面を考えながら今のところは入札に付しておるという状況でございます。

○議員（2番 平川 敏郎君） あの、これは確認でさっき町長にお聞きしたんで、やはり土木工事でも1工区、2工区、3工区というように分けて発注するのと同じような考えで私も町長も考えられておられると理解しました。了解しました。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号動産の買い入れについて（平成26年度周

防大島町公用車（マイクロバス）購入）を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19．岩国基地関連対策特別委員会の設置について

○議長（久保 雅己君） 日程第19、岩国基地関連対策特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

なお、特別委員会の目的等については、既にお手元に配布してあるとおりでございますので、御高覧をよろしくお願いいたします。

お諮りします。岩国基地をめぐる諸問題は、我が周防大島町にとって大きな関心事件であり、議会といたしましても特別委員会を設置し、関係諸団体との情報の交換をするとともに、基地関連の調査・研究をしてみたいと思います。

よって、本案については、委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、基地関連の調査・研究について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定しました。

お諮りします。委員の指名につきまして、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時38分休憩

.....
午前11時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、岩国基地関連対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、魚谷洋一議員、田中隆太郎議員、荒川政義議員、松

井岑雄議員、平野和生議員、魚原満晴議員、久保雅己、私、以上7名を指名したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の議員を、岩国基地関連対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに、岩国基地関連対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされま
すようお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時46分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩国基地関連対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長荒川議員、副委員長、私、久保が互選されました。

岩国基地関連対策特別委員会委員長の就任の御挨拶をお願いいたします。

○議員（5番 荒川 政義君） ただいま、特別委員会の委員長に指名されました荒川でございます。ひとつよろしくをお願いいたします。

基地関連の問題については、岩国市を中心に2市2町がですね、ずっと取り組んでまいりました。KC-130の空中給油機が、この夏までには配属される、3年後にはですね、空母艦載機が59機岩国基地のほうに来るといようなことも言われております。

この島ですね、安心安全を守るためにも、私たちが一生懸命研究を重ねてですね、岩国市を中心にした対策をしっかりと立てていきたいというふうに思っております。執行部と一緒に頑張ってまいりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は、6月20日（金曜日）午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時52分散会